

令和 8 年度中小企業海外市場開拓支援事業実施要領

第 1 趣旨

公益社団法人静岡県国際経済振興会(以下「振興会」という。)は、中小企業海外市場開拓支援事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)第 18 の規定により、実施要綱の施行に関し必要な事項を中小企業海外市場開拓支事業実施要領(以下「実施要領」という。)により定めるものとする。

第 2 対象事業の実施期間及び条件等

実施要綱第 3 に定める対象事業の実施期間及び条件等については次のとおりとする。

(1) 実施期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 2 月 12 日

(2) 条件等

次の通りとし、複数の対象事業による申請は認めないものとする。

対象事業	条件等
(1) 海外見本市出展	<ul style="list-style-type: none">・対象期間中に海外で開催される見本市・展示会への出展、或いは商談会に参加すること。ただし、Web 上で開催されるものについては、主催は国内外問わない。・海外企業との商談を行うものであること。海外企業との商談を行わなかった場合、採択を取り消すことがある。・海外市場開拓を目的とするものに限るとし、インバウンド目的のものについては対象外とする。・複数の見本市出展の申請も可とする。
(2) 海外向け販売促進 媒体作成	<ul style="list-style-type: none">・対象期間中に制作業者等に発注し、納品を受けること。・外国語の販促媒体に限るとし、日本語の販促媒体については支援対象外とする。日本語の媒体と同時に作成する場合は外国語と日本語それぞれの媒体に係る経費を明確にした上で申請すること。明確に区別できない共通の経費については、日本語と外国語で折半とすること。・海外市場開拓を目的とする販促媒体に限るとし、インバウンド目的の販促媒体については対象外とする。・原則として 2 社以上の制作業者から見積書を入手すること。ただし、明確な理由があり振興会が適当と認めた場合は、単独の見積書でも可とする。その場合は、当該媒体制作業者を選定した明確な理由を、中小企業海外市場開拓支援事業申請書(様式第 1 号)(以下「申請書」という。)の 4 に記載すること。・見積書は項目別内訳の記載があり、金額の根拠がわかるものであること。・紙面やオンライン等への広告掲載については、対象期間中に発注し、掲載まで完了すること。
(3) 外国出願 (特許、意匠、商標)	<ul style="list-style-type: none">・対象期間中に外国特許庁等へ海外特許、商標権、意匠権の出願を行い、受理官庁にて受理されること。・特許庁中小企業知的財産活動支援事業費補助金(中小企業等外国出願支援事業)への申請を行っていること。ただし、PCT 国際出願に係る国際出願手数料等、特許庁中小企業知的財産活動支援事業費補助金(中小企業等外国出願支援事業)の支援対象外となる申請については、中小企業海外市場開拓支援事業への単独申請を認める。・上記に該当する複数の出願について申請可とする。

(4) 海外市場調査	<ul style="list-style-type: none"> ・対象期間中に外部機関を利用して以下の a ～ c の委託調査を実施し、調査結果を受領すること。 <ul style="list-style-type: none"> a. 海外市場調査 b. 仕入先・販売先・連携先開拓調査 c. 海外企業信用調査 ・原則として2社以上の外部機関から見積書を入手すること。ただし、明確な理由があり振興会が適当と認めた場合は、単独の見積書でも可とする。その場合は、当該外部機関を選定した明確な理由を、申請書の4に記載すること。 ・見積書は項目別内訳の記載があり、金額の根拠がわかるものであること。
(5) 国際規格認証取得申請	<ul style="list-style-type: none"> ・対象期間中に、国際規格認証取得のための申請を行うこと。 ・公に認知されている認証団体が発行し、海外販路開拓の効力を持つ認証規格および製品、技術の付加価値を高めるための、信頼性や安全性を証する認証規格を対象とする。 ・初回の取得に限るものとし、更新に係る費用は支援対象外とする。
(6) 海外向けオンライン販売体制構築	<ul style="list-style-type: none"> ・初回の出店等に要する経費を対象とする。 【海外ECモールへの出店】 ・対象期間中に出店を行うこと。 ・出店に係る費用や広告に係る費用、販促ページ作成に係る費用を対象とし、販売手数料など取引毎に係る費用は支援対象外とする。 ・当該ECモールを選定した理由を、申請書の4に記載すること。 【海外向けオンラインショップシステム（ECサイト）構築】 ・対象期間中に制作業者へ発注し、納品を受けること。 ・原則として2社以上の制作業者から見積書を入手すること。ただし、明確な理由があり振興会が適当と認めた場合は、単独の見積書でも可とする。その場合は、当該業者を選定した明確な理由を、申請書の4に記載すること。 ・システム構築またはリニューアルに係る費用のみ対象とし、販売手数料など取引毎に係る費用は支援対象外とする。 ・見積書は項目別内訳の記載があり、金額の根拠がわかるものであること。 【BtoBマッチングサイト等への掲載・出展】 ・対象期間中に掲載・出展を行うこと。 ・当該BtoBマッチングサイト等を選定した理由を、申請書の4に記載すること。

第3 交付対象経費

実施要綱第4に定める対象経費については次のとおりとする。

(1) 対象期間

令和8年4月1日から令和9年2月19日までの間に支払われること

(2) 対象経費

次の表のとおりとする。

対象事業	対象経費	特記事項等
全事業共通	<p>特段の事情があるとして振興会が認める経費については、事業別の対象経費に記載がない経費についても対象とすることができる。具体的には右記特記事項等を参照すること。</p>	<p>申請書に明記されていない経費は対象とならない。また、二重助成防止のため国、県、市町その他公的団体等から助成を受けている経費についても対象とならない。</p>

事業別	(1) 海外見本市出展	<ul style="list-style-type: none"> ・出展料金 ・小間装飾費 ・備品レンタル代金 ・通訳料、臨時販売員雇用費 ・展示ブースの付帯設備設置費・使用料 ・小間宣伝用媒体作成(ポスター、パネル、タペストリー、見本市配布用パンフレットなど) ・展示品、パンフレット等の輸送費、梱包費 ・公式カタログ掲載、PR料金 等 ・商談コーディネート料 等 <p>製品サンプル、試食等に係る消耗品、道具等に係る費用は除く。</p>	出展申込料金については、令和7年度に支払ったものも対象とする。ただし実際の出展時期は令和8年4月以降であること。
	(2) 海外向け販売促進媒体作成	<ul style="list-style-type: none"> ・翻訳料・デザイン・企画料・動画作成費 ・撮影費・印刷費・Webサイト作成費 ・販促媒体のリニューアル等に係る費用 ・広告掲載費、広告原稿作成費(SNS等で発信するオンライン広告を含む) <p>いずれも外国語の媒体作成経費に限る。</p>	年会費、月額手数料等継続して係る費用については、令和9年1月末まで係る費用のみ対象とし、2月以降の費用は対象外とする。
	(3) 外国出願(特許、意匠、商標)	<p>以下の経費については「特許庁中小企業知的財産活動支援事業費補助金(中小企業等外国出願支援事業)」への申請を行った上で、当事業へ申請をすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接出願した当該外国の出願手数料 ・PCT出願に係る各指定国への移行時の手数料(日本国内移行に係る費用は除く) ・商標のマドプロ出願の出願手数料 ・意匠のハーグ出願の出願手数料 ・弁理士費用(国内弁理士、現地代理人) ・翻訳料 <p>以下の経費については「特許庁中小企業知的財産活動支援事業費補助金(中小企業等外国出願支援事業)」への申請を要しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PCT出願に係る国際出願手数料 ・国際調査手数料、国際予備審査手数料 ・「特許庁中小企業知的財産活動支援事業費補助金(中小企業等外国出願支援事業)」の支援対象外となる経費で振興会が認めるもの 	
	(4) 海外市場調査	<ul style="list-style-type: none"> ・委託調査費、レポート作成費等 ・仕入先・販売先・連携先開拓費用、海外企業信用調査費用 	自社による調査に係る経費は対象外とする。
	(5) 国際規格認証取得申請	<ul style="list-style-type: none"> ・認証等取得費(検査料、試験料、認証登録料、外部コンサルタント料、各種認証等の規格に定められた内部監査員等の養成費、年間費用、その他認証登録機関に支払う経費) ・事前検査関連費 ・翻訳料 	年会費、月額手数料等継続して係る費用については、令和9年1月末まで係る費用のみ対象とし、2月以降の費用は対象外とする。ただし、年間費用について、取得時の一括支払が必須である

		場合に限り、対象として認める。
(6) 海外向け オンライン 販売体制構 築	<p>【海外ECモール出店】</p> <ul style="list-style-type: none"> 出店に係る費用(商品登録や商品掲載に係る費用、翻訳料、出店代行に係る経費、商品ページ作成費用、翻訳料)、マーケティング費用(広告作成費、SEO対策費等)等 <p>【海外向けオンラインショップシステム(ECサイト)構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> システム構築またはリニューアルに係る費用、商品ページ作成費用、翻訳料、マーケティング費用(広告作成費、SEO対策費等)、リニューアル費用等 <p>【BtoBマッチングサイト等への掲載・出展】</p> <ul style="list-style-type: none"> 掲載・出展に係る費用、年会費、月額手数料、マーケティング費用(広告作成費、SEO対策費等)、翻訳料等 	<p>出店等の申込みを前もって行う必要がある場合に限り、当該申込みに関する費用は令和7年度に支払ったものも対象とする。ただし実際の出店等の開始は令和8年4月以降であること。</p> <p>年会費、月額手数料等継続して係る費用については令和9年1月末まで係る費用のみ対象とし2月以降の費用は対象外とする。</p> <p>対象期間より前からの継続出店等に係る費用は除く。</p>

第4 事前着手申請

実施要綱第6に定める事前着手申請の手続き等については次のとおりとする。

(1) 提出書類

ア 中小企業海外市場開拓支援事業 事前着手申請書(様式第1号-2)

イ 別に定める書類

次の表のとおりとする。

対象事業	書類名	
全事業共通	会社案内 本申請にて販路開拓を行う対象製品の内容が分かる資料(カタログ、パンフレット、ホームページの写し等)	
事業別	(1) 海外見本市出展	出展する見本市の概要がわかる資料
	(2) 海外向け販売促進媒体作成	本申請にて作成しようとする販売促進媒体の概要がわかる資料 広告掲載の場合は、広告掲載を予定しているメディア、及びメディア媒体の資料
	(3) 外国出願(特許、意匠、商標)	出願予定の技術、製品等の概要がわかる資料
	(4) 海外市場調査	<ul style="list-style-type: none"> 調査会社の概要がわかる資料 調査結果の報告書サンプル(成果物のイメージが具体的にわかるもの)
	(5) 国際規格認証取得申請	<ul style="list-style-type: none"> 取得申請を行う認証の内容が分かる資料 認証団体の概要がわかる資料
	(6) 海外向けオンライン販売体制構築	<ul style="list-style-type: none"> 出店するECモールの概要(運営会社情報、市場規模、顧客数、出店効果等)が分かる資料 本申請にて作成しようとする海外向けオンラインショップシステム(ECサイト)の概要がわかる資料 掲載・出展するBtoBマッチングサイト等の概要がわかる資料

(2) 申請期限

事業に着手しようとする10日前まで、又は第5の(2)に定める申請期限までのいずれか早い日の15時までとする。

(3) 申請方法

振興会指定の Web ページに電子データファイルにより提出するものとする。

第5 交付の申請手続

実施要綱第7に定める交付の申請手続等については次のとおりとする。

(1) 提出書類

ア 中小企業海外市場開拓支援事業 申請書 (様式第1号)

イ 別に定める書類

次の表のとおりとする。

対象事業	書類名
全事業共通	直近3か年の決算書の写し(貸借対照表及び損益計算書)、個人の場合は直近3か年の確定申告書の写し
	経営状況表(実施要領添付書式1)直近3か年の決算情報を入力すること 会社案内
	本申請にて販路開拓を行う対象製品の内容が分かる資料(カタログ、パンフレット、ホームページの写し等)
	申請する経費の明細がわかる見積書又は請求書或いは金額が確認できる資料
	申請時チェックリスト(実施要領添付書式2)
事業別	(1) 海外見本市出展 ・出展する見本市の概要がわかる資料
	(2) 海外向け販売促進媒体作成 ・本申請にて作成しようとする販売促進媒体の概要がわかる資料 ・広告掲載の場合は、広告掲載を予定しているメディア、及びメディア媒体の資料 ・原則2社以上の媒体作成業者が発行した見積書(外国語の媒体作成費用であることの明細を明らかにすること。単独の見積書である場合は理由を申請書に明記すること。)
	(4) 海外市場調査 ・調査会社の概要がわかる資料 ・調査結果の報告書サンプル ・原則2社以上の外部機関(調査会社等)が発行した見積書(調査費用の明細を明らかにすること。単独の見積書である場合は理由を申請書に明記すること。)
	(6) 海外向けオンライン販売体制構築 ・出店するECモールの概要(運営会社情報、市場規模、顧客数、出店効果等)が分かる資料 ・海外向けオンラインショップシステム(ECサイト)構築の概要がわかる資料、原則2社以上の業者が発行した見積書 ・掲載・出展するBtoBマッチングサイト等の概要がわかる資料

(2) 申請期限

令和8年4月15日15時まで

(3) 申請方法

振興会指定の Web ページに電子データファイルにより提出するものとする。

第6 実施報告

実施要綱第11に定める実施報告の手続き等については次のとおりとする。

(1) 提出書類

ア 中小企業海外市場開拓支援事業 実施報告書（様式第4号）

事業の効果（商談件数、成約件数、成約金額、その他販路開拓状況、今後の計画等）を、詳細に記載すること。

イ 別に定める書類

次の表のとおりとする。

対象事業	書類名	
全事業共通	申請時に明記されていない経費は対象とならないため添付しないこと。 ・請求書 ・支払を証する資料(金額及び支払先、支払日がわかるものであること。例：領収証の写し、金融機関が発行する振込控の写し、通帳の該当箇所の写し、クレジットカード支払明細の写し等。振込受付時点の資料ではなく振込完了後に発行された振込明細もしくは入出金履歴等を添付すること。外貨で支払った場合は、支払日の為替レートがわかる資料を別添すること。) ・見積書(金額等に変更があった場合)	
事業別	(1) 海外見本市出展	・出展状況が確認できる写真又は映像データ等資料
	(2) 海外向け販売促進媒体	・作成した販売促進媒体の内容が確認できる資料
	(3) 外国出願（特許、意匠、商標）	・外国出願受理を証する資料の写し
	(4) 海外市場調査	・海外市場調査の結果が確認できる資料の写し
	(5) 国際規格認証取得申請	・国際規格認証取得申請を証する資料の写し ・作成したマニュアル等の成果物
	(6) 海外向けオンライン販売体制構築	・ECモールへの出店、オンラインショップ構築、B to B マッチングサイトへの掲載・出展が確認できる資料

(2) 申請期限

事業完了の日から起算して14日を経過した日または令和9年2月19日までのいずれか早い日まで。

(3) 申請方法

振興会指定のWebページに電子データファイルにより提出するものとする。

第7 事業の変更申請

実施要綱第9に定める事業の変更の申請の手続き等については次のとおりとする。

(1) 提出書類

ア 中小企業海外市場開拓支援事業変更申請書（様式第2号）

イ 別に定める書類

実施要領第5の(1)のイで定める書類のうち、変更のあった書類について、変更箇所を明記(赤書き修正、二重取り消し線等による削除)して提出をすること。

(2) 該当する要件

ア 採択された事業の内容を次の通り変更しようとする場合。

対象事業	該当要件	
全事業共通	支給対象総経費の20%を超える増減	
事業別	(1) 海外見本市出展	出展する海外見本市の変更
	(2) 海外向け販売促進媒体	作成する販売促進媒体の種類、対象の変更
	(3) 外国出願（特許、意匠、商標）	外国出願の対象となる技術、出願方法、出願国のいずれかの変更
	(4) 海外市場調査	海外市場調査の依頼先または調査委託先の変更

(5) 国際規格認証取得申請	認証・規格の変更、または認証・規格の対象となる製品の変更、認証団体の変更
(6) 海外向けオンライン販売体制構築	出店する EC モールの変更、掲載・出展する B to B マッチングサイトの変更

イ 採択された事業に要する経費の配分を変更しようとする場合で、申請時に記載した対象経費間の 20% を超える配分の変更をしようとする場合

(3) 申請期限

変更があった時から速やかに提出すること。

なお、最終の変更申請期限は、変更があった日から起算して 14 日を経過した日、又は令和 9 年 2 月 12 日までのいずれか早い日までとする。

(4) 申請方法

振興会指定の Web ページに電子データファイルにより提出するものとする。

第 8 フォローアップ報告

実施要綱第 13 に定めるフォローアップ報告の手続き等については次のとおりとする。

(1) 提出書類 1 部

中小企業海外市場開拓支援事業フォローアップ報告書（様式第 7 号）

(2) 提出期限 2 回

ア 当年度 3 月末時点での報告内容について、3 月末から起算し 14 日を経過した日まで

イ 翌年度 8 月末時点での報告内容について、8 月末から起算し 14 日を経過した日まで

(3) 提出方法

振興会指定の WEB ページに電子データファイルにより提出するものとする。